

様式第1号(第5の6(1)①関係)

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(事業計画書作成担当者)

都道府県等の名称	静岡県		
所在地	静岡市葵区追手町9-6		
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
		企画広報部政策企画局エネルギー政策課	
	TEL	FAX	メールアドレス
	054-221-2949	054-271-5494	

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

再生可能エネルギー等導入推進事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
地域資源活用詳細調査事業				0
公共施設再生可能エネルギー等導入事業				1,489,251
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業				210,749
風力・地熱発電事業等導入支援事業				0
合計				1,700,000

（事業計画の概要）

計画の名称	静岡県再生可能エネルギー等導入推進基金		
事業の実施期間	平成 25 年度～平成 27 年度	交付対象	静岡県、市町、民間社会福祉施設等
各種計画への位置づけ、その名称等			
<p>（１） 静岡県総合計画（平成 23 年 2 月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、県の中長期的な指針や将来像、今後の施策の方向や具体的取組などを示すもので、平成 23 年 2 月に策定した。計画は、概ね 10 年間の「基本構想」を描き、これをホップ、ステップ、ジャンプで実現していくため、当初 4 年間の具体的な取組を「基本計画」としてまとめている。計画の基本理念として、「富国徳の理想郷」「ふじのくに”づくり”」を掲げ、有徳の人材を育て、物心ともに豊かな社会を築き、地域主権に向けて自立の基礎を固めることで、「住んでより訪れてよし」、「生んでよし育ててよし」、「学んでよし働いてよし」の理想郷の実現を目指している。 同計画では、戦略体系として、「ふじのくに”の豊かさの実現”」を掲げ、「太陽光やバイオマス、温泉といった再生可能エネルギーの有効利用など、地域の自発的な活動を促し、低炭素・循環型社会を構築する」としており、新エネルギー等の導入促進を重要な施策の一つに位置付けている。 <p>（２） 静岡県環境基本計画（平成 23 年 3 月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、静岡県環境基本条例第 9 条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、平成 23 年 3 月に策定した。地球温暖化の進行、限りある資源の枯渇、生物多様性の損失などの地球規模の環境問題や、環境・エネルギー対策で経済を浮揚させるといった近年の社会状況を踏まえ、本計画は、本県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにするとともに、県民や事業者、行政などのすべての主体が、「知っている」から「行動する」主体となって取り組むための基本的な方向性を示すことにより、持続可能な社会を実現することを目的としている。 同計画では、「第 3 章 環境施策の展開」の「2 施策の方向性」として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の 3 つの社会に向けた取組が、一層促進されることを目指すこととし、「3 将来像のイメージと施策の展開」において、「エネルギーの地産地消」により自立する「新エネルギー先進県」を目指し、本県の豊かな自然資源を活用して新エネルギー等の導入を促進する」としている。 <p>（３） ふじのくに地球温暖化対策実行計画（平成 23 年 3 月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 第 3 項で、都道府県に対して区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に係る計画の策定を義務付けており、本計画を地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置付けている。また、静岡県地球温暖化防止条例第 8 条では、知事は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため地球温暖化対策に関する計画を定めるとしており、本計画はこの条例に基づく計画にも位置付けられている。 同計画では、温室効果ガスの「削減目標の達成に向けた取組」の中で、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づいて、太陽光発電やバイオマスエ 			

エネルギー、風力発電、中小水力発電、温泉熱発電、燃料電池等のエネルギー高度利用技術などの、本県の豊かな自然エネルギーを活用した新エネルギー等の導入を促進するとしている。

(4) しずおかエコオフィス実践プラン（平成 23 年 3 月策定）

- ・本プランは、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけている。また、静岡県地球温暖化防止条例第 3 条における「県の責務として、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために講ずる措置を計画的に推進するための方針」としても位置づけている。
- ・同計画では、「第 3 章 取組の内容」の中で、「新エネルギーの導入は、地球温暖化対策に資する他、環境産業の活性化や雇用の創出に貢献することから、県有施設においても太陽光発電施設をはじめとする新エネルギー設備の導入を積極的に推進する」としている。

(5) ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン（平成 23 年 3 月策定）

- ・本プランは、「静岡県総合計画」や環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の目標を達成するため、新エネルギー等の導入に関する基本方針を示すものであり、平成 23 年 3 月に策定した。県民や事業者等が、それぞれの役割に応じて積極的に新エネルギー等の導入に取り組むための共通の指針とするものである。
- ・同プランでは、今後 10 年間で新エネルギー等の導入量を倍増することを目標に掲げ、「温室効果ガス排出量の削減」、「エネルギーの地産地消の推進」、「関連産業の振興」に取り組んでいる。本県は日照環境に恵まれていることから、太陽光発電の導入を重点施策と位置付けるとともに、木質バイオマスエネルギーや中小水力発電、温泉熱利用など地域の特性を活かした新エネルギーの導入を戦略的プロジェクトとして推進し、魅力ある地域づくりを進めることとしている。

(6) その他関係する計画等

ア 静岡県地域防災計画（平成 24 年 6 月修正）

- ・本計画は、災害対策基本法第 40 条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、静岡県の地域（石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号の規定により、政令で指定する清水地区石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る防災対策の大綱を定めるものである。県の地域に係る防災に関し、関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 であり、本県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生、その他災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 等を定めている。
- ・同計画では、「第 3 章 地震防災施設緊急整備計画」において、地震災害時に地域住民等の安全を確保するため、電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図ることとしている。
- ・また、県では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を含め、今後の地震・津波対策の基礎資料とする「静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）」を本年 6 月に策定するとともに、同報告において推計された被害をできる限り軽減するため「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を、

併せて取りまとめた。その中で「避難所等の機能の充実」として、避難所等への再生可能エネルギーの導入を掲げている。

イ 「内陸のフロンティア」を拓く取組（ふじのくに防災減災・地域成長モデル 平成 25 年 4 月全体構想策定）

- ・首都圏と中京・関西圏を結ぶ日本の大動脈の安全性を確保するため、内陸・高台部に津波の心配のない先進地域を築く一方で、沿岸・都市部では防災・減災対策を進め、安全・安心で魅力ある地域づくりを目指す「内陸のフロンティア」を開く取組を全県挙げて強力に推進している。
- ・本取組の基本目標は、防災・減災機能の充実・強化、新しいライフスタイルの実現の場の創出等であり、目標の達成に向けて、国の総合特区制度等を活用し、地域固有の再生可能エネルギーを生かしたエネルギーの地産地消を進めることとしている。また、最優先で取り組む主な防災・減災対策として、分散自立型のエネルギーシステムの推進を掲げている。

静岡県総合計画

- ・ 静岡県の中長期的な指針や将来像、今後の施策の方向や具体的取組などを示した県の最上位計画

環境

静岡県環境基本計画 (①)

- ・ 環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

ふじのくに地球温暖化対策実行計画 (②)

- ・ 温対法 20 条の 3 に基づく地方公共団体実行計画
- ・ 県地球温暖化防止条例第 8 条に基づく県の温暖化対策に係る総合的かつ計画的
- ・ ①の関連個別計画

しずおかエコオフィス実践プラン (③)

- ・ ①に基づく県の率先実行のための計画
- ・ ②に基づく県の具体的な行動計画

再生可能エネルギー

ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン (④)

- ・ ①の目標を達成するための基本方針を示す計画
- ・ ②に基づく県の具体的な行動計画

防災減災

静岡県地域防災計画

- ・ 国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画
- ・ 市町村地域防災計画の指針

「内陸のフロンティア」を拓く取組

安全・安心で魅力ある地域づくりを目指す取組

4つの基本目標

- ・ 防災・減災機能の充実・強化
- ・ 地域資源を活用した新しい産業の創出・集積
- ・ 新しいライフスタイルの実現の場の創出
- ・ 暮らしを支える基盤の整備

3つの基本戦略

- ・ 沿岸・都市部のリノベーション (再生)
- ・ 内陸・高台部のイノベーション (革新)
- ・ 多層的な地域連携軸の形成

計画の概要

(1) 現状及び課題の分析

ア 現状

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、多くの尊い命が失われた上、福島第一原子力発電所の事故が発生し、全国的な電力不足が国民生活に影響を及ぼすなど、様々な深刻な事態が日本社会にもたらされた。
- 本県においても、東京電力管内の県東部地域（富士川以東）で計画停電が実施されたほか、平成 23 年 5 月には、政府の要請を受けて、浜岡原子力発電所の全号機が停止し、全県的に電力需給が逼迫するなど、東日本大震災の影響は県民生活や企業活動に大きな影響を及ぼした。
- こうした中、環境負荷が小さく、枯渇することがない新エネルギー等の導入を加速し、分散自立型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消が喫緊の課題となっている。
- このため、太陽や水、森林など本県の豊かな自然資源を活用し、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に掲げる平成 32 年度の目標（導入率 10%以上）をできる限り前倒しして達成できるよう、新エネルギー等の導入を加速するための取組を推進している。

項目	取組実績
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none">○県立学校や県営住宅をはじめとした県有施設への太陽光発電の率先導入に努めており、平成 24 年度末までに、約 360kW を導入している（37 施設）。○平成 23 年 7 月に住宅用太陽光発電の導入に対する県単独助成制度を創設したこと等により、住宅用太陽光発電の導入が加速（H23 年度/H22 年度の導入伸び率は 157%で全国 1 位）しており、平成 24 年度には、導入件数が過去最高となった。○また、平成 24 年 7 月から国の再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始されたことに伴い、民間事業者等による太陽光発電の導入に向けた動きが活発化している。こうした民間の取組を後押しするため、平成 24 年 6 月から事業者用太陽光発電の導入に対する県単独助成制度を創設するとともに、平成 25 年度には、県制度融資の利率を引き下げることにより、引き続き、導入を支援している。また、発電事業のノウハウを習得するセミナーの開催や、県ホームページ内にメガソーラーの候補地等の情報を県内外に広く情報発信する「ふじのくにメガソーラー情報バンク」の開設等を行った。○こうした取組による導入の進捗を踏まえ、プランに掲げる太陽光発電の導入目標（平成 32 年度までに 30 万 kW）を、これまでの 3 倍に当たる 90 万 kW に引き上げた。
太陽熱利用	<ul style="list-style-type: none">○平成 24 年度から住宅用強制循環型太陽熱利用設備の導入に対して助成している。
風力発電	<ul style="list-style-type: none">○民間事業者において導入が進んだことにより、プランに掲げる導入目標（H32 年度までに 14 万 kW）を 9 年前倒しで平成 23 年度に達成した。
バイオマスエネルギー	<ul style="list-style-type: none">○県内では、浜松市と小山町で、平成 23 年度に木質ペレット製造工場が稼働し、施設園芸や温浴施設等に木質ペレットの供給を開始した。こうした取組を後押しするため、木質バイオマスを利用する施設の導入に対する助成を行っている。

中小水力発電	○現在、農業用水や県営ダムへの中小水力発電の整備を進めている。また、官民で構成する「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」において、円滑な導入に向けた仕組みづくりを進めている。
温泉熱発電	○伊豆半島地域において、平成 22 年度から平成 24 年度まで、温泉発電の事業に向けた可能性調査を実施した。平成 25 年度には、小型温泉発電システムの実用化と普及に向けた検証を行う。

イ 課題

- 本県は、30 年以内に震度 6 弱以上のゆれに見舞われる確率が 89.8%（「全国地震動予測地図（H22.5、震調査研究推進本部地震調査委員会）」と全国で最も高い予測値となっており、東海地震と東南海地震、南海地震が連動して発生する可能性も指摘されている。こうした状況において、災害時における電力の確保が重要な課題となっている。
- このため、防災拠点施設や避難所の状況に応じて、災害時には非常用電源となり、平常時には自家消費に活用できる太陽光発電等を積極的に導入し、「内陸のフロンティア」を拓く取組が目指す防災・減災機能の充実・強化等を図る必要がある。

（2）成果目標・成果指標

- 太陽光発電の導入は、全国トップの日照環境を生かし、「太陽の都」づくりを進める本県の最も重要な施策の一つである。再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、太陽光発電約 1 MW の導入を図り、これに蓄電池を組み合わせることで、非常時、平常時における効果的な利用を目指す。
- これにより、二酸化炭素排出量の削減、防災拠点施設や避難所の機能向上を図ることができ、事業の実施効果は高い。
- 次の 4 項目を成果指標とし、現状を踏まえた適切な目標値を設定して本事業を推進する。
 - ①本事業により導入した再生可能エネルギーによる発電量を成果指標とし、**約 240 万kWh/年**（平成 28 年度まで）を目標とする。
 - ②本事業により導入した蓄電池の活用により確保できる電力量を成果指標とし、**1,042kWh**（平成 28 年度まで）を目標とする。
 - ③本事業により導入した再生可能エネルギー等による二酸化炭素排出削減量を成果指標とし、**1,242t-CO2/年**（平成 28 年度まで）を目標とする。
 - ④県内の防災拠点施設等における再生可能エネルギー等（自家発電設備を含む）の導入率を成果指標とし、**28.4%**（平成 28 年度まで）を目標とする。

（3）基金事業計画

ア 目的・概要

- 本県では、これまで温室効果ガス排出量の削減を目的として新エネルギー等の導入を促進してきた。東日本大震災以降の電力需給の逼迫を受け、分散自立型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を目指し、全国トップの日照環境に恵まれた本県の地域特性を生かして太陽光発電をはじめとする新エネルギー等の導入を加速するための取組を進めている。
- 本事業においては、こうした取組を一層加速するとともに、東海地震等の大規模災害に備えるため、地域における人材や物資の配備・供給、避難住民の受入等を担う防災拠点施設や避難所への太陽光発電や蓄電池の導入を促進することとし、次の事業を実施する。

<公共施設再生可能エネルギー等導入事業>

○災害発生時に防災拠点となる県や市町の庁舎、地域の避難所となる学校等を中心に、それぞれの施設の実情を踏まえて太陽光発電及び蓄電池を導入し、災害時において最低限必要となる電力を確保する。

区 分	内 容	設置箇所数
県有施設	停電時に必要な電力を確保することが困難で、かつ、太陽光発電の導入が可能な防災拠点施設及び避難所（福祉避難所含む）のうち、災害時に対策本部を設置するなど、防災上重要な施設を優先して太陽光発電及び蓄電池を導入する。	防災拠点施設 — (すべて自家発電設備設置済)
市町施設		避難所（福祉避難所含む） 19 施設 (県立学校)
		防災拠点施設 17 施設 (庁舎、消防署、公民館、保健福祉センター等)
		避難所（福祉避難所含む） 9 施設 (小中学校、公民館等)

<民間施設再生可能エネルギー等導入事業>

○避難所（福祉避難所含む）に指定されている高齢者施設等の民間社会福祉施設等への太陽光発電及び蓄電池の導入を支援し、災害時において最低限必要となる電力を確保する。

区 分	内 容	設置箇所数
民間社会 福祉施設等	避難所（福祉避難所含む）に指定されている私立学校等のうち、自家発電設備のない施設への太陽光発電及び蓄電池の導入を支援する。	避難所（福祉避難所含む） 15 施設 (高齢者施設等)

イ 事業執行の方針

○事業計画に盛り込まれた基金事業は、静岡県地域防災計画や「内陸のフロンティア」を開く取組と相まって進めていく必要がある。大規模災害に備えるという事業趣旨を踏まえ、関係部局や市町等と調整し、できる限り早期に事業を実施する。

ウ 庁内関係部局及び市町との調整状況

○本計画の策定に当たり、平成 25 年 7 月に庁内関係部局及び各市町から、施設の実情を踏まえた事業計画の提案を受け、県エネルギー政策課において防災対策上の必要性などの観点から対象施設や対象設備について精査した上で、補助対象とする事業を選考した。

○事業の選考に当たっては、「低炭素な地域づくり」の観点から、CO2 削減効果等、費用対効果の高い事業を優位に評価するとともに、早期に実施できる事業を

優先した。

エ 民間社会福祉施設等への補助

- 民間の社会福祉施設等への補助については、施設管理者の意向を踏まえ、太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援できるよう、平成 26 年度に向けて調整を進める。

(4) 事業の実施体制

ア 事業の実施体制

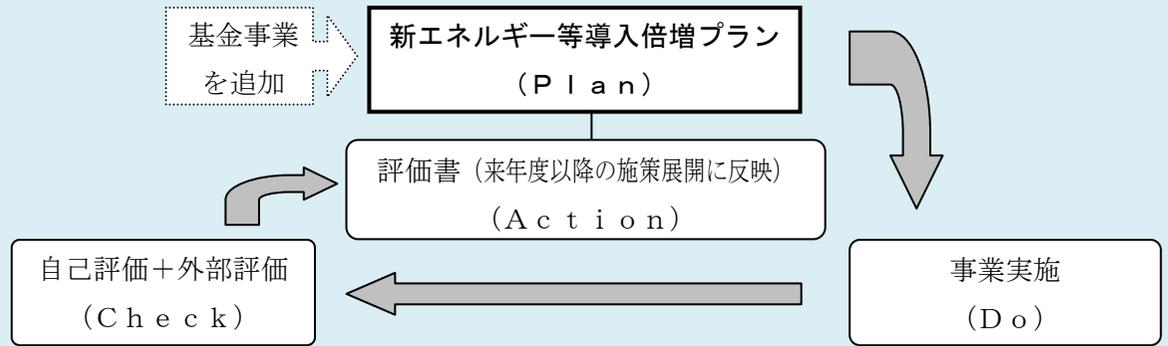
- 本県では、知事を会長とし、全部局長で構成する「静岡県エネルギー戦略本部会議」を設置し、全庁一丸となってエネルギー政策を推進しており、基金事業についても、エネルギー戦略本部会議と連携しながら、全庁的に推進する。
- 事業の実施に当たっては、本県の防災対策を所管する危機管理部危機政策課等と調整し、企画広報部エネルギー政策課が全体を統括する。

イ 事業計画の策定及び実施

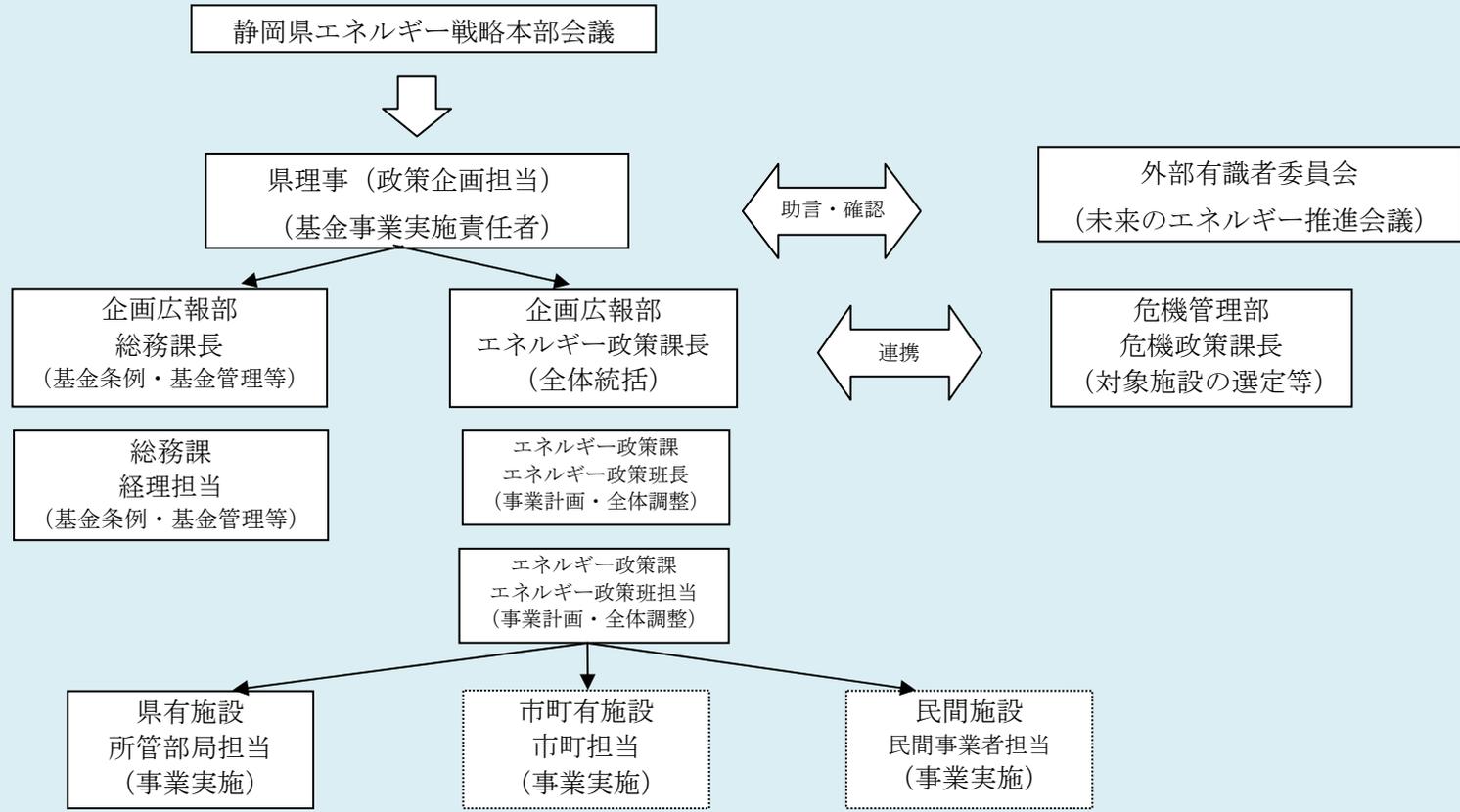
- 公共施設再生可能エネルギー等導入事業のうち、県有施設については、各施設の所管部局が事業費の積算から執行、検査までの一連の業務を適正に行い、企画広報部エネルギー政策課が各事業の進行管理を行う。
- 公共施設再生可能エネルギー等導入事業のうち、市町施設については、補助制度の設計や事業の選定等を企画広報部エネルギー政策課が行う。
- 民間施設再生可能エネルギー等導入事業については、市町施設と同様に、企画広報部エネルギー政策課が補助制度の設計や事業の選定等を行う。
- また、事業の選定に当たっては、事業内容を的確に把握するとともに、事業効果が高いものを選定する。

ウ 事業の進捗状況の確認、事業効果の検証等

- 本県では、P D C A サイクルにより、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」の進捗状況等の評価を実施している。評価に当たっては、学識経験者や事業者等で構成する「ふじのくに未来のエネルギー推進会議」における外部評価を実施して客観性の向上を図るとともに、パブリックコメントを実施して県民意見を反映している。
- 基金事業についても、公平性や透明性を確保するため、推進会議において事業の進捗状況の確認や事業効果の検証等を行う。



【実施体制】



<ふじのくに未来のエネルギー推進会議>

	区 分	氏 名	大学・所属等
学 識 経 験 者	会 長	荒木 信幸	静岡理工科大学 学長
	副会長	須藤 雅夫	静岡大学工学部 教授
	委 員	岩堀 恵祐	宮城大学食産業学部 教授
	委 員	鈴木 滋彦	静岡大学農学部 学部長
	委 員	月尾 嘉男	東京大学 名誉教授
	委 員	中崎 清彦	東京工業大学大学院 教授（静岡大学工学部客員教授）
事 業 者 等	委 員	野田 英智	中部電力株式会社 再生可能エネルギー・次世代ネットワークグループ長
	委 員	平井 一之	社団法人静岡県環境資源協会 専務理事
	委 員	宮坂 広志	静岡瓦斯株式会社 専務執行役員

計画の成果目標

(1) 成果指標及び設定の考え方

○次の4項目を成果指標とし、現状を踏まえた適切な目標値を設定して本事業を推進する。

①導入した再生可能エネルギーによる発電量

・本事業により導入した再生可能エネルギーによる発電量として、約 240 万kWh/年（平成 28 年度まで）を目標とする。

②導入した蓄電池の活用により確保できる電力量

・本事業により導入した蓄電池の活用により確保できる電力量として、955kWh（平成 28 年度まで）を目標とする。

③導入した再生可能エネルギーによる二酸化炭素排出削減量

・本事業により導入した再生可能エネルギー等による二酸化炭素排出削減量として、1,242t-CO2/年（平成 28 年度まで）を目標とする。

$2,082,427\text{kWh/年} \times 0.000518$ （CO2 排出係数（2011 年度実績 中部電力株）） $=1078.7\text{t-CO2/年}$

④防災拠点施設等における再生可能エネルギー等の導入率

・県内の防災拠点施設等における再生可能エネルギー等（自家発電設備を含む）の導入率として、28.4%（平成 28 年度まで）を目標とする。

（民間施設の福祉避難所を除く）

区分	施設数	自家発電あり※	再エネ導入施設（自家発なし）	導入率（%）
県防災拠点施設	36	36	0	100.0
県避難所	91	0	19	20.9
市町防災拠点施設	373	130	17	39.4
市町避難所	852	170	9	21.0
民間避難所	26	10	0	0
計	1378	346	45	28.4

※自家発電設備が設置済で、災害時に十分な電力（災害時に使用想定される部屋へ電力が融通される 72 時間以上）を確保できる施設

(2) 目標達成に向けたロードマップ

○太陽光発電及び蓄電池の設置条件が整っているものについては、平成 25 年度から事業に着手するとともに、できる限り平成 26 年度中に事業を実施し、早期に目標の達成を図る。

(3) 事業実施後の評価の方法

○事業の公平性や透明性を確保するため、学識経験者や事業者等で構成する「ふじのくに未来のエネルギー推進会議」において事業の進捗状況の確認や事業効果の検証等を行い、翌年度以降の年次計画に反映する。

項目	H25	H26			H27			H28		合計
		前年度 設置に 係る分	当該年度 設置に係 る分	合計	前年度以 前設置に 係る分	当該年度 設置に係 る分	合計	前年度以 前設置に 係る分	合計	
導入した再生可能エネルギー等による発電量 (kWh)	0	358458.8	32832.0	391290.8	954489.2	17280.0	971769.2	1033329.0	1033329.0	2396389.0
導入した蓄電池の活用により確保できる電力量 (kWh)	0	372.45	140.86	513.31	360.00	40.00	400.00	42.00	42.00	955.31
二酸化炭素削減効果 (t-CO2)	0	185.7	17.0	202.7	494.5	9.0	503.5	535.4	535.4	1241.6
防災拠点等における再生可能エネルギーの普及率 (%)	0	26.7	25.9	27.5	28.1	25.3	28.3	28.4	28.4	28.4

価格の根拠、導入容量の考え方

(1) 価格根拠

- メーカー等に対する調査に基づき、災害時において最低限必要となる設備の使用電力量を施設の種別毎に算出し、太陽光発電及び蓄電池の容量を設定して、施設の種別毎に価格を見積もった。これを参考価格として、庁内・市町からの提案事業の価格の妥当性を検証した。
- 庁内・市町からの事業提案に当たっては、価格の根拠（業者見積による 等）を提出させた。
- また、事業の選定に当たり、費用対効果（事業費当たりの「①導入した再生可能エネルギーによる発電量」、「②導入した蓄電池の活用により確保できる電力量」、「③導入した再生可能エネルギーによる二酸化炭素排出削減量」）の高い事業を優位に評価することにより、単位当たりの価格の妥当性を検証した。

(2) 導入容量

下記により、導入する太陽光発電設備及び蓄電池の容量を設定した。

- ① 提案事業毎に、防災拠点施設及び避難所における災害時の配備人数及び避難想定人数を踏まえ、対象施設の利用目的に応じて最低限必要となる電力量を算出（下表参照）。

<災害時の必要電力量（1日の電力量）>

機器名	消費電力	台数	昼間（9：00－16：00）		夜間（16：00－9：00）	
			使用時間	消費合計	使用時間	消費合計
防災無線						
パソコン						
プリンター複合機						
・・・						
計				(1)		(2)

- ② ①で算出した必要電力量（上表（1）及び（2））より、導入する太陽光発電及び蓄電池の容量を算出。